

# 令和6年度

## 「清瀬市自動通話録音機能付電話機等購入費補助金」

### 交付申込のご案内

- 申込期間 令和6年4月1日～令和7年1月31日
- 補助対象機器  
「優良防犯電話推奨品目録」に記載されているもので、  
(全国防犯協会連合会推奨)  
令和6年12月31日までに購入した機器
- 補助金額  
補助対象機器の購入費（税込）×4分の3  
(上限額10,000円で、100円未満切り捨て)



#### 【お問い合わせ先】

清瀬市 地域振興部 市民協働課  
消費生活係（消費生活センター）  
電話：042-495-6211

## 補助対象者

次の項目すべてに該当する方

- ・ 清瀬市内に住民登録があり、実際に居住している方。
- ・ 申請時点で 65 歳以上の方又は、その方と同居している方。
- ・ 清瀬市の市税を滞納していない方。
- ・ この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていない方。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係ない方。

## 補助対象機器

令和6年1月1日から12月31日までに購入した、次の（1）又は（2）に該当する機器。

- (1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」に記載されている機器。
- (2) 「優良防犯電話推奨品目録」に記載のないもので、着信前自動警告機能と自動通話録音機能の両方を備えている機器。

## 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、補助対象機器の購入に要した費用（税込）です。設置費などの費用は含まれませんのでご注意ください。

## 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の4分の3の金額で、上限額は10,000円です。  
また、100円未満の端数は切り捨てます。

## 申込方法

「交付申込書兼交付請求書」に記入・押印のうえ、次の「必要書類」を添えて、  
令和7年1月31日までに消費生活センターへ提出してください。

### 【必要書類】

- (1) 世帯のうち65歳以上の者の氏名、住所、年齢が分かる物の写し  
(保険証、運転免許証、住民票などのコピー)
- (2) 対象機器を購入した際の領収書の写し  
(申請者の氏名、品名、事業者名、日付の記載があるもの)
- (3) 取扱説明書やカタログなどの写し  
(対象機器の品名、形式、主な仕様が記載されている部分)
- (4) 補助金の振込先口座の通帳の写し  
(名義が申請者のもの)

### 【提出先】

〒204-0021 清瀬市元町1-2-11 アミュービル5階

清瀬市消費生活センター

